

文化とは（文化の意義、範囲等）

1 文化とは

（文化芸術の振興に関する基本的な方針 平成 19 年 2 月 19 日閣議決定）

文化は、最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてのことを意味しています。また、人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果であるという側面があります。

（岩手県文化振興指針 平成 11 年 3 月）

一般的に「人間が学習によって社会から修得した生活の仕方の総称」であり、衣食住をはじめ、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治など生活形成の様式内容を含み、物質的・精神的成果のいっさいを指すものとされています。「文化」には、地域固有の生活の様式等の意味合いが含まれます。

（西宮市文化振興ビジョン 2006）

文化は、人間が生きる喜びを見出す知恵と実践の体系です。

2 対象範囲

文化芸術の範囲

「文化芸術基本法」における文化芸術の範囲（第 8～14 条）

- ・ 芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
- ・ メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・ 伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能
- ・ 芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
- ・ 生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ・ 国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・ 出版物及びレコード等
- ・ 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民族的な芸能）

各県等ビジョン対象範囲

(高知県芸術文化振興ビジョン 平成 17 年 2 月)

このビジョンで対象とする範囲は、おおむね文化芸術振興基本法が対象とする範囲と同様としますが、特に、芸術、メディア芸術及び地域における文化芸術などに軸足を置いて策定しました。

(西宮市文化振興ビジョン 2006)

芸術、生活文化、伝統芸能など、「文化芸術振興基本法」に例示されている対象範囲のほか、産業文化や快適な都市環境の形成など、文化の範囲を幅広くとらえます。

3 文化振興の意義

文化・文化芸術の意義

(文化芸術振興基本法 平成 13 年 12 月 7 日 法律第 148 号)

文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。

更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際かが進展する中において、自己認識の起点となり、文化的な尊重する心を育てるものである。

(文化芸術の振興に関する基本的な方針 平成 19 年 2 月 19 日閣議決定)

人間が人間らしく生きるための糧

共に生きる社会の基盤の形成人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものである。

質の高い経済活動を実現

科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するよう支えるものである。

文化の多様性を維持し、世界平和の礎

(元気みやざき文化振興ビジョン 2006.3.30)

- ・人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養(かんよう)し、創造力を育むものです。豊かで美しい自然の中で育まれてきた文化は、人間の感性を育てるものです。
- ・文化は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協同し、共生する社会の基盤となるものです。

- ・文化の在り方は、経済活動に多大な影響を与るとともに、文化そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展に寄与し得るものです。
- ・科学技術や情報通信技術が休息に発展する中で、倫理観や人間の価値観にかかわる問題が生じており、人間尊重の価値観に基づく文化の側からの積極的な働き掛けにより、人類の真の発展がもたらされます。
- ・文化の交流を通じて、各国、各民族が互いの文化を理解し、尊重し、多様な文化を認め合うことにより、国境や言語、民族を越えて、人々の心が結び付けられ、世界平和の礎が築かれます。

(あきた文化振興ビジョン 平成 17 年 3 月)

- ・生活の豊かさを彩る「文化」
- ・地域の個性・魅力としての「文化」
- ・相互理解の手だてとしての「文化」

(豊中市文化芸術振興条例 平成 18 年 3 月 31 日)

文化芸術は、人々の心の糧として市民一人ひとりが人間らしく心豊かに暮らす上でなくてはならないものです。また、文化芸術は、人と人との心のつながりや相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する社会の基盤となるものです。

(高知県芸術文化振興ビジョン 平成 17 年 2 月)

芸術文化は、一人ひとりの人間にたのしさや感動、安らぎをもたらします。それは、人々の生きる喜びとなり、豊かな人間性や創造力を育み、豊かな感性を育てます。

また、芸術文化に触れることで、共感する心を通じ、人と人とを結びつけ、相互の理解試合、交流の輪が広がります。それは、個性豊かなまちづくりにつながり、社会全体の活力を高めます。

地域文化の本質的意義

(「地域文化で日本を元気にしよう！」文化審議会文化政策部会報告書)

- ・心の豊かさの創出
- ・住民の身近な文化芸術活動の機会の確保
- ・地域社会の連帯感の形成
- ・地域文化の振興による日本文化の振興
- ・世界的な視野での文化多様性の確保

4 文化的権利

「世界人権宣言第 27 条」及び「経済・社会・文化的権利に関する国際規約第 13 条・15 条」に規定